

令和2年度

事業報告書

(公財) 河川財団

## 1. 令和2年度事業報告

平成28年4月に策定した「河川基金 中期計画（第Ⅰ期）」と合わせて、河川財団として今後取り組んでいく事業に関する指針として策定した「中期戦略Ⅱ期（中期ビジョン2016）」の5ヶ年目にあたる令和2年度は、以下の方針に基づき、諸事業を展開した。

助成事業においては、河川整備基金の設置から30年近くが経過し、社会情勢の変化等により、基金を取り巻く状況や社会的要請も大きく変化したことから、将来に向けた基金の見直しや新たな役割の構築が必要となった。

そこで平成28年度からは、その名称を河川基金に改めるとともに、フレームの再構築（従来の活動内容・テーマ別の部門から、助成対象者別の研究者・研究機関部門、川づくり団体部門、学校部門の3つの部門に再編）、川づくりへの貢献・活用を重視した評価基準の設定等の改革を実施している。令和2年度は、助成事業がより一層の成果を挙げられるよう、引き続き改善の取り組みを推進した。

調査・研究事業においては、重要かつ共通のテーマについての自主研究等と、個々の現場課題解決のための取り組みを、両者の相乗効果も発揮されるよう関連付けながら実施し、各実務現場の河川の安全・安心を高めることに貢献するとともに、河川政策遂行方策の全体的レベルアップや、技術・政策のイノベーションを生み出す土壌の活性化に貢献していく。このために必要な当財団外の研究者、有識者や関係機関とのネットワークの形成・活用を引き続き行っていく。これらを通じた財団におけるナレッジの蓄積と体系化を合わせて行いながら、河川政策シンクタンクとしての河川財団の存在感の向上に引き続きつとめた。

以上の実現に資する諸活動、すなわち、アクセスしやすく理解しやすい様々な形での成果の公開、成果の実務現場への還元・適用とそのレビュー、アウトリーチの諸活動を、ねらいと効果発現の見通しを定め、諸活動間の相互好影響の発揮を考慮しつつ、継続・蓄積の重要性にも配慮しながら実施していく。以上の事業実施を、専門家・技術者としての力量向上という意識も持ちながら各職員が能動的に担うことで、また、指導・助言・内部相互触発・外部からの触発・共同工夫作業などが状況に応じて臨機に行われる環境を整えることで、職員の力量が事業実施に連動して向上していく好循環の形成につとめた。

河川教育事業においては、川での環境学習や体験活動が河川環境や水防災等にきちんと向き合える人間を形成する基礎となることから、「川に学ぶ体験活動協議会」等のNPOや市民団体、企業のメセナ活動とも連携を図りながら、体験活動を指導する人材の養成・育成や子どもたちの安全な河川体験の機会を創出する。

また、子どもたちの教育が学校を中心に行われていることから、学校教育との連携をさらに強化し、河川教育の普及支援や河川教育の質をより高めるための取り組みを推進した。

河川健康公園事業においては、適切な維持管理を行うことにより河川環境の保全と創出を支援するほか、新型コロナウイルスの感染防止に最大限の対応しながら、沿川の地域住民の健康増進や自然と触れ合う機会の増大に資する取り組みを推進した。

また、このような当財団が実施する公益事業を今後とも安定的に実施していくための裏付けとなる河川基金等の財産を適切に管理するとともに、一層の資金確保を目的として、一般市民や企業などが寄附をしやすい環境づくりのための取り組みを積極的に推進した。

## 2. 河川に関する活動に対する助成とその成果の普及

### 【公益目的事業1】

河川整備の効果を高め、事業の効果的推進を支援し、国民の生活向上に寄与することを目的として造成された河川基金の運用益により、河川の整備及び保全並びに利用の促進に関わる分野における調査・研究（研究者・研究機関部門）、川づくりの実践あるいはそれを支援する市民団体等の活動（川づくり団体部門）、小・中・高等学校等が実施する河川教育に関する調査研究や、河川を題材とした教育活動（学校部門）に対し助成を行うと共に、その成果の普及を行った。

また、公益社団法人ゴルフ緑化促進会からゴルファーの緑化協力金の交付を受け、河川及びその近傍における美化、健全な緑化、環境改善・保全・防災等事業に対し、助成を行った。

#### 2.1 河川基金事業

##### 1) 研究者・研究機関を対象とした助成

川づくりや河川管理への貢献が期待できる調査・研究を行う研究者・研究機関を対象に助成を行った。

その際、河川の現場を活用した調査・研究、萌芽的研究または今後の発展性が期待できる研究にも優先して助成する。また理科系（工学、自然科学等）のみならず、法学、経済学、社会学等を含む文科系（社会科学、人文科学）及び文理融合の調査・研究、学校教育の現場での河川教育についての調査・研究を含む幅広い学問領域において助成を行った。

### ① 調査・研究助成

流出・流水・流砂のメカニズムの解明等の工学的な研究、治水対策に関する研究、水資源の確保に関する研究、河川環境の整備と保全に関する研究、地域との連携に関する研究、河川に関する歴史・文化・伝統等に関する研究など、川づくりや河川管理に貢献する様々な調査・研究に助成を行った。

また、35歳以下の若手研究者や、中学生や高校生をジュニア研究者とするクラブ活動での調査・研究にも、助成区分を設けて優先的に助成を行った。

### ② 調査・研究成果の普及助成

研究者や研究機関による、一般の方々に向けて開催する公開プログラムや高大連携事業、出前授業等、次世代の育成にもつながる、研究の場から外へ出て行う「アウトリーチ活動」に対して助成を行った。

また、基金助成により得られた調査・研究の成果を広く一般に公開するために刊行する学術図書、およびその成果を一般市民に分かりやすく説明する普及図書の出版に対して助成を行った。

### ③ 緊急災害調査

国内及び海外において、甚大な水害、土砂災害、震災（ただし、河川・ダム等に係る施設に関するもの）や社会的に大きな影響を与える水難事故等が発生した場合には、災害状況把握や今後の防災に向けた提言を行うための調査に対して助成を行った。

## 2) 川づくり団体を対象とした助成

河川やその流域において、川や流域への理解を深めることにより、川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すための活動（川づくり）を実施・支援する市民団体等（川づくり団体）を対象に、その活動への助成を行う。川づくりに貢献する広範な活動の中で、将来の自らの活動を担い、次世代を担う人づくりの活動に対し重点的に助成を行うものとし、新しいニーズに即した新規事業や若手による取り組み、自律的展開への展望を持った活動にも優先して助成を行った。

### ①川づくり団体活動助成

河川や流域への理解を深める活動、河川教育を支援する活動、人材育成や指導者育成に焦点を当てた活動、流域間・流域内交流のネットワークを構築する活動などを、流域規模あるいは全国的な規模で行う川づくり団体に対して助成を行った。

### ②新設川づくり団体自立支援助成

設立されて5年以内の川づくり団体に対し、その活動を軌道にのせるために必要な経費について最大5年間の助成を行った。

### 3) 学校を対象とした助成

幼稚園、小・中・高等学校等の学校を対象に、特に教科学習における河川教育の取り組みの推進を重点として、河川教育計画の策定・実践や、河川教育についての調査・研究に対して助成を行った。

### 4) 助成成果の普及

河川基金助成事業の成果について、それらの情報共有や普及を図るため、以下の事業を行った。

#### ① 報告会の開催

調査・研究の分野については助成成果をより一層社会に普及還元するため、助成を受けた全ての研究者が発表する「河川基金助成事業成果発表会」を開催した。今年度は新型コロナウイルス感染予防の観点から、初めてオンデマンド配信という発表方式で11月27日から2週間配信を行った。

川づくり団体の活動及び学校における河川教育の分野についても「川づくり団体全国事例発表会」及び「河川教育研究交流会」をオンデマンド配信という方式で行った。基調講演、優秀な助成成果の口頭発表・パネルディスカッション等を行うことで、より多くの方へ情報発信を行った。また、これらの発表会については「河川基金だより」やWEBサイトといった媒体を通じて広く情報発信を行った。

#### ② 優秀成果の顕彰

河川に対する理解を深め、助成事業の一層の充実を図るために、助成事業で実施された研究及び活動の中から、優秀成果を選定し表彰を行った。

今年度から、学校部門の優秀成果表彰者の中で最も優秀な学校（幼稚園・保育園等を含む）へ「文部科学大臣賞」を授与することになった。より一層河川教育が盛んになる一因となるものと期待している。

#### ③ 河川基金だよりの刊行

「河川基金だより」を年2回刊行し、川づくりや河川管理に関わる官公庁、有識者、研究者、大学等研究機関、川づくり団体、川や水の問題に関心を持つ企業等に幅広く配布する。特に、助成事業者などの今後の活動の参考となるような Good Practice 事例や取組みを抽出して掲載することにより、情報提供・共有機能の強化を図った。

#### ④ 助成成果データベースの公開

提出された助成成果報告書をデータベース化し、当財団 WEB サイトを通じ広く公開した。

#### 2.2 河川美化・緑化助成事業

公益社団法人ゴルフ緑化促進会（Greenery by Golfers Group＜略称 GGG＞）と連携して、2020 年秋の募集より新たな助成制度をスタートさせた。旧制度から助成対象となる活動に幅を持たせ、河川の美化・緑化促進、環境改善等をより一層促進させる内容となっている。

### 3. 河川に関する調査・研究とその成果の普及

#### 【公益目的事業 2】

平成 29 年には九州北部豪雨が、平成 30 年には西日本を中心に広域で豪雨が発生し、河川の氾濫による災害や土砂災害などが生じ豪雨災害への懸念が高まっている。

このような状況において、令和元年には台風 19 号により関東・東北の多くの河川に破堤氾濫等大きな被害がもたらされ、将来に向けた治水のあり方の見直しの機運も高まっている。

河川においては、平成 25 年 12 月に河川法の改正以降、河川管理施設の維持修繕が義務づけられ、河川においてもその特性に即した効果的・効率的な維持管理・更新が求められている。

このような厳しい社会情勢の中、良好な河川管理を実施し、防災力を高め、あわせて河川を自然環境に親しみ健康増進を図るための貴重な場所として活用していくためには、河川の管理に必要とされる技術の向上がさらに必要であり、以下の内容について研究調査を行うとともに、研究成果の普及を行った。

なお、調査・研究における中心的な課題である河川の維持管理については、河川管理の実務における知識や経験と研究機関や大学等の学術的研究及び民間の新技术を融合した調査研究を行った。このため、戦略的維持管理研究所を中心に河川基金事業における政策研究課題として更なる推進を図った。加えて、今後の河川管理の技術展開や政策提言に向けて、重点課題を設定し、ワーキング形式により調査・研究を推進した。

#### 3.1 災害を防止するための調査・研究

##### 1) 戦略的維持管理に関する調査研究：全体方針

俯瞰的・総合的な河川の維持管理を強化するために必須の状況づくり、すなわち、河川管理の全体像と長期展開を見据え、優先的に取り組むべき目標およびそれへの道筋を共有した上で、各方策の性質（長所・短所）と現場実態に応じて合理的に管理法を選択・適用し、

その効果を継続的にレビューして次の改善に反映させるという状況を定着させるため、河川管理の基本論と基本フレームの構築に引き続き取り組む。また、この基本フレームの下で、新しい知見や新技術の活用を河川管理の強化につなげる道筋の全体像や要所を示し、河川管理にイノベーションが生まれやすい環境づくりに貢献した。

この全体方針と連動させながら以下の研究をそれぞれに進め、本調査研究の成果を創出していく。研究を進めるにあたって、研究内容を幅広く議論するための「河川管理研究会」を4回開催した。

## 2) 戦略的維持管理に関する調査研究：個別重要テーマの推進

### ・堤防、河道の点検・評価フレームの拡充

河道の点検・評価フレームの拡充として、流下能力評価、侵食・洗堀による危険性評価の検討を行った。

流下能力評価に関しては、高頻度での点検評価を行う上での課題となる河道情報取得、情報処理、評価手法を行い、流下能力評価に内在するこれらの幅広く複合的な課題に対して、抜本的かつ包括的な解決が可能となる流下能力評価手法を明らかにすることができた。

侵食・洗堀による危険性評価に関しては、侵食・洗堀に着目した FT 図を作成し、これらの FT 図が被災前の情報から堤防破壊に至る可能性やその判定確度を検証し、その有効性を明らかにした。

### ・堤防植生管理技術の体系化

堤防植生管理の効率的・効果的な実施を目的とし、植生タイプ区分及び植生の生活史を考慮し、除草頻度・時期などを設定した管理手法の検討を行った。さらに、堤防形式や沿川の土地利用等を考慮し、刈取りや植調剤等の適切な管理手法を適用していくための植生管理手法を体系的にとりまとめ、堤防植生管理計画の作成を提案した。

また、堤防刈草を焼却処分するのではなく、ペレット化によりストーブ燃料として用い、その焼却灰は肥料として活用するサイクル（刈草を地域の有効資源とする循環型社会に向けた取組み）を継続的に実施した。

### ・三次元データ等の活用による河川管理の効率化と強化

三次元データの活用について、堤防、河道の点検・評価フレームにおける流下能力評価、侵食・洗堀による危険性評価での活用の検討を行った。

流下能力評価においては、堤防高の精密評価、樹木群の高さ・範囲などの情報取得方法や要着目箇所での機動的な情報取得での活用を検討した。

侵食・洗堀による危険性評価においては、河岸と堤防防護ラインの位置関係や護岸基礎と洗堀深の高さ関係を把握することによる評価方法を検討した。

また、現場での活用として、UAV による三次元データ取得によるストックヤードにおける土量管理や堤防点検における獣穴の発見での活用を検討した。

・河川管理におけるデータベース活用の拡大

河川維持管理データベース（RiMaDIS）に蓄積された膨大な堤防点検のデータの活用として、点検評価の効率化に向け、機械学習によって変状種別ごとに変状規模と変状評価の関係性（b評価とc評価の閾値）を分析した。

また、上記の堤防、河道の点検・評価フレームの拡充及び三次元データ等の活用による河川管理の効率化と強化と合わせて、各種データの蓄積のあり方及び加工にあたっての標準化等について検討を行った。

### 3.2 健全な河川生態系の保全・再生に関する調査・研究

#### 1) 河川空間管理のあり方に関する調査研究

河道内の樹木管理に関し、伐採木の処分方法等に関する調査研究を行った。

#### 2) 生態環境調査解析

国等河川管理者が管理する河川において、より良い環境の保全・再生を目指し、学識者の指導を仰ぎ生態環境の調査解析業務を行った。

### 3.3 健全な水循環系の保全・再生に関する調査研究

#### 1) 健全な水循環と生態系の保全・再生に関する研究

霞ヶ浦（北浦）における流域も含めた水質保全対策の総合的な評価とともに、湖岸植生・利活用等の観点を念頭においた水環境改善策など、多岐にわたる視点からの調査研究を行った。

#### 2) 水環境改善方策および普及・啓発方策に関する調査研究

住民や利水者等の水環境に対する要望の多様化に対応するため、近年話題となっているマイクロプラスチックの原因となる河川ごみ等の削減に向けた方策に対し、河川管理者の意識把握や住民や関係者と連携した流域での取組みなどに関する調査研究を行った。

### 3.4 河川管理施設の成り立ちに関する調査研究

木曾三川流域を中心として、歴史的河川施設と流域内市町村に関する資料を行政機関や地域の資料館等から収集・調査し取りまとめるとともに、木曾三川歴史・文化の調査研究資料「KISSO」として編集（4回）した。

また、国土交通省木曾川文庫に保管されている未整理資料等の資料整理（100冊）、一般市民を対象とした開放講座の開催運営（2回）、「KISSO」の編集計画や編集方針を検討する木曾三川歴史文化調査資料編集検討会の運営（2回）を行った。



### 3.5 研究成果の普及

財団の調査・研究成果を適切に社会へ還元するため、研究発表会の開催や研究報告書の刊行等によって研究成果を公表し普及を図った。

#### 1) 研究発表会の開催

「河川財団研究発表会」を東京の外、地方事務所所在都市（名古屋市、大阪市）で開催し、主要研究成果を発表した。

#### 2) 研究所報告等の刊行

調査研究成果を取りまとめ、「河川総合研究所報告第 25 号」を刊行し、あわせて当財団ウェブサイトにて公表した。

#### 3) 学会等での発表

土木学会水工学委員会河川部会による河川技術論文集に論文・報告が 2 件掲載された。また、土木学会水工学委員会・河道管理研究小委員会の「河道管理ワークショップ～今ある川を点検し評価する新しい河道技術にむけて～」において、「点検・評価という河道管理の提案」と題して河川財団の取り組みを発表した。

#### 4) 河川塾（第二シリーズ）の開催

「次を考える基盤としての河川工学を学ぶ」を趣旨として、河道管理、河川維持管理、河川環境管理、川づくりなどに携わっている河川技術者等を対象者（31 人）とし、体系的講義（討議を含む）を開催（13 回）した。

また、講義を通じて学んだ事柄を実地で確認するため、那賀川を対象として現地調査を実施した。

#### 5) 河川研究セミナー等の開催

河川政策遂行方策の全体的レベルアップや、技術・政策の発展を生み出す土壌の活性化に貢献するという観点から、「気候変動下における新たな治水計画と技術者 ～技術者の果たすべき今日的な役割を考える～」をテーマとして、全 2 回実施した（参加者：第 1 回 84 人、第 2 回 80 人）。なお、開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として、人数を制限（会場定員 180 人のところ 90 人とした）するとともに、検温や手指消毒の徹底や 3 密の回避に努めた。

第 1 回において、趣旨説明とともに、河川財団から「これからの治水のあり方を俯瞰した技術フレームの提示と実践に向けての本質的議論」「未曾有の水害禍において河川管理の義務と役割を考える」を話題提供し、参加者との討議を行った。第 2 回において、「北海道地方における気候変動を踏まえた治水計画の検討」「水害リスクを取り入れた河道計画の検討

事例」が話題提供され、「技術者の果たすべき今日的な役割は」「先進的なリスク評価をどのように具体的に流域を対象に実践し、制度・事業化していくのか」をテーマとして、総合討議を行った。

これら講演内容は、当財団のウェブサイトにも主要部分を動画、講演録にて公開した。

## 6) 技術指導

財団職員を研修会の講師等として派遣し、当財団の調査研究で得られた技術的ノウハウの普及を行った。

# 4. 河川教育の推進及び河川への理解を深めるための活動

## 【公益目的事業 3】

「川に学ぶ」社会を実現するために、河川教育（川や水を素材やフィールドとして防災、環境、歴史文化等について人々が学ぶ活動）を支援するとともに、子どもたちや市民に対し、河川に関連した広範な知識・情報や、川での体験活動を伴った「川に学ぶ」機会を提供するための支援を教育関係者や市民団体等と連携して進めた。

また、人々が河川への理解を深めるためには、より多くの人々を対象とし、かつ活動の継続性が確保できる学校教育の中に河川教育を取り上げやすくなるような環境づくりや学校関係者等への支援を充実させる必要がある。

そこで主に河川基金事業の推進事業を活用して、河川教育にかかる先導的な調査研究や、河川教育推進あるいは川づくり団体支援のためのネットワーク・プラットフォーム機能の充実に取り組んだ。

### 4.1 河川教育にかかる先導的な調査研究

平成 28 年度に立ち上げた全国河川教育大学間ネットワークを活用して、各拠点大学（全国に計 17 地点）を中心とした地域の学校関係者や市民団体等とのネットワークを構築し、全国各地において、学校教育の中で河川教育を取り上げる取り組みを推進した。

また、自らの命を守り、自ら考え、自ら見つけた課題の解決に向け、自立的に取り組む子どもたちの育成を強化するために、新たなカリキュラム（単元）開発と実践をめざす取り組みを有識者（コンダクター）を中心とした体制により開始した。

### 4.2 河川教育推進や川づくり団体支援のためのネットワーク・プラットフォーム機能の充実

全国河川教育大学間ネットワーク、全国川づくり団体事例発表会や河川教育研究交流会などを活用し、市民団体や学校関係者等の情報提供・共有、人的ネットワークづくり

の一層の促進を図るとともに、下記の実施を推進した。

## 1) 体験活動の支援

### ①川に学ぶ体験活動指導者

川での体験活動を楽しく安全に実施するためには、川に内在する危険性を正しく理解し、伝えられるスキルを身に着けた指導者が必要であり、「NPO 法人川に学ぶ体験活動協議会（RAC）」と連携し、「川に学ぶ体験活動指導者」を養成した。

### ③ 水難事故防止

川での体験活動は、安全確保が最優先事項であり、安全な水辺の体験活動を支援する一環として水難事故に関する調査研究を実施した。また、それらの調査研究で得られた知見を踏まえ「水辺の安全ハンドブック」の改訂、水難事故に関する調査・分析データ等の情報を発信するとともに水辺の安全利用に取り組む他団体との連携を図った。

### ③体験活動センターわたらせ

子どもの水辺サポートセンターのサテライト機能を有する渡良瀬遊水地体験活動拠点施設（体験活動センターわたらせ）において、水辺で体験活動を行う学校や団体に対し、安全な体験活動の実施を支援した。なお、令和元年10月の台風19号により被災（全損）を受けたことから、土壌汚染対策法、河川法に基づく手続きを経て、復旧工事に着手した（令和3年5月完了予定）。

## 2) 川や流域を題材とした学習活動への支援

### ①学習教材等の作成・普及及び学習活動への支援

河川教育に関わる調査研究の成果等を基に、川での体験活動や河川環境、防災などを学ぶために参考となる学習教材等の作成・普及及び学習活動への支援を行った。

### ②プロジェクト WET の普及・展開

子どもたちに川や水についてより理解を深めてもらうため、「アクティブ・ラーニング」の視点を持つ体験学習型の国際水教育プログラムであるプロジェクト WET（Water Education for Today）の指導者を養成（上級・普及指導者であるファシリテーター：9名、一般指導者であるエデュケーター：212名）し、積極的な普及・展開に取り組んだ。あわせて、平成29年告示の新たな学習指導要領に対応した教材更新（プロジェクト WET ガイドブック）の更新を行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策としてオンラインによるプログラムの展開方法や講習会の開催等について試行・検討・事例の収集等を行った。

### 4.3 地域連携支援

国等河川管理者が管理する河川において、地域連携を支援・強化する業務を行った。

## 5. 河川健康公園の運営

## 【公益目的事業4】

都市部における貴重なオープンスペースであり、数少ない自然環境が残された空間である河川敷を活用し、当財団が環境整備した以下の河川健康公園において次の事業を行い、水辺環境の向上を図るとともに沿川の地域住民等への河川利用の促進や健康増進を図った。今年度は、各公園ともに新型コロナウイルスの感染防止対策に十分に取り組みながらの運営となった。

- ・多摩川河川健康公園（多摩川水系）
- ・荒川・扇河川健康公園（荒川水系）
- ・庄内川・幸心河川健康公園（庄内川水系）

### 5.1 住民の健康増進

#### 1) レクリエーション施設の運営

河川健康公園において無料開放している自由広場や野球場、ソフトボール場では、来園者に安全で安心して活動できる環境を提供するほか、有料のゴルフコース・練習場、テニスコート、パークゴルフコースでは、低廉な料金設定で利用しやすくし、利用する地域住民の健康増進に貢献するとともに、高齢者・年少者層等に対して割引を実施し、これらの年代層の更なる利用促進を図れるよう配慮した。

なお、日常の管理として始業前、終業後の点検・巡視はもとより、河川健康公園内の植生管理、ゴミなどの清掃を適切に実施し、利用者が安全快適に利用できるように努めた。

なお、運営に当たっては新型コロナウイルスの感染防止を優先した。

#### 2) 子どもたちへのスポーツの普及

ゴルフコース・練習場、テニスコートを開放し、専門の指導者による子どもたちを対象としたスポーツ教室を開催し、次代を担う子どもたちの健全育成を図った。また、子どもたちと高齢者とのふれあい交流の場ともなる合同スポーツ教室を開催し、子どもたちが高齢者からそのスポーツのみならず普段の生活でのマナーやエチケットを学び、高齢者が生き生き活動できる機会の提供を行うと共に、小学校・高校・大学のクラブ活動を支援するため、ゴルフ場やゴルフ練習場を無料開放するなどスポーツの普及を図った。

#### 3) 防災拠点としての利用に配慮した公園施設の検討

低平地において堤防は水防活動や一時避難に際して有効な施設となっている。このため、公園施設においても緊急時に水防団や避難者に利用可能な施設とすることが有効である。これらの可能性について検討を行った。

## 5.2 河川敷地の適正な管理

### 1) 河川敷地維持管理

河川管理者と協議を行い、河川管理者に代わって河川健康公園に隣接する河川堤防について丁寧な除草や清掃を実施し、河川管理者が堤防点検を実施しやすくなるよう協力するとともに、来園者にとって散策しやすい環境をつくった。

また、河川協力団体としての活動の充実に努める。あわせて河川健康公園内においても適切な植生管理等の維持管理を行い、河川環境の保全に協力するとともに、気持ち良く来園していただけるよう河川利用の促進に努めた。

### 2) 河川環境の保全と創出

自然観察などの学習の場としても活用できるよう多摩川に整備したリバーバイオコリドー（河川生態について配慮したゾーン）を維持管理し、河川利用者に開放した。

また、幅広い年齢層が楽しんで河川利用できるよう整備した荒川扇河川健康公園及び庄内川幸心河川健康公園のパークゴルフ施設内において環境緑地の維持管理を行った。

## 5.3 洪水時等の防災対策

### 1) 施設撤去訓練の実施

河川健康公園において、高水敷上の施設撤去の重要性や撤去に適した施設への改良・撤去作業の段取り・手順等を他の占有者に普及・啓発する公開の施設点検・撤去訓練を実施した。また、洪水時の流下に対し支障となる健康公園内の防球ネットやバックネット等の転倒確認を行った。

## 5.4 地域社会への貢献

### 1) 近隣の小学校・幼稚園・保育園の野外活動への協力

近隣の小学校の児童や幼稚園・保育園の幼児の野外活動に協力し、子どもたちが自然と触れ合う機会を多く持てるよう支援を行った。

### 2) 多摩川・庄内川振興への協力

地元川崎市などの施策に協力し、多摩川利用推進に寄与する事業を行った。

### 3) 多摩川交流センターの運営

一般利用者・河川利用者の交流の促進、河川管理者や地元自治体などの情報発信や災

害時の避難場所・活動拠点として整備した多摩川交流センターが快適な利用ができるよう、シャワー・トイレをはじめとする休憩施設、利便施設の維持管理を適切に行った。また、河川利用に関する看板やポスターの掲示及びからだ測定会など交流センターを活用したイベントを実施することにより河川健康公園を訪れる皆様に対するサービス向上や利用メニューの充実を図った。

## 6. 河川管理に関する支援事業

## 【収益事業】

国等が行う河川における洪水・高潮等による災害発生の防止、適切な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を図るための河川管理について、より効果的な管理を支援する事業を行った。

### 6.1 施設等維持管理

国等の河川管理者が管理する河川管理施設などについて、点検、設備の操作・運転等の安全で適切な維持管理を支援する業務を行った。

#### ○事業報告の附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書は「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、附属明細書を作成しない。